

IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IASB が公正価値測定と開示に関する新基準書を公表

目次

- はじめに
- 範囲
- 「公正価値」の定義
- 公正価値の算定
- 評価技法
- 開示
- 発効日および経過措置

要点

- IFRS 第 13 号は、他の基準書により要求される公正価値測定に関する単一のフレームワークを設定する。本基準書は、公正価値で測定される金融商品と非金融商品項目の双方に適用される。
- 公正価値は、「測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格、または負債の移転のために支払うであろう価格」(すなわち、出口価格)として定義される。
- IFRS 第 13 号は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効し、早期適用が認められる。そして、本基準書が採用される事業年度の期首から将来に向かって適用される。

はじめに

2011 年 5 月 12 日に、国際会計基準審議会 (IASB) は、IFRSs の公正価値測定に関する単一のガイダンスを設定する IFRS 第 13 号「公正価値測定」を公表した。

IFRS 第 13 号は、公正価値を定義し、その算定上のガイダンスを提供し、そして公正価値測定についての一貫した開示要求を導入する。本基準書は、公正価値測定がいつ要求されるかについての要求を含むものではなく、他の基準書が公正価値測定を要求した場合に、公正価値がどのように測定されるべきかを規定するものである。

ある基準書(例えば、IAS 第 40 号「投資不動産」)は、継続的に項目を公正価値で測定することを要求する(IFRS 第 13 号は、これを「継続的な公正価値の測定」と呼ぶ)。また、ある基準書(例えば、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」)は、一定の状況でのみ公正価値を要求する(IFRS 第 13 号は、これを「非継続的な公正価値の測定」と呼ぶ)。そして、ある基準書(例えば、IFRS 第 3 号「企業結合」)は、項目の当初認識にのみ公正価値を要求する。

範囲

IFRS 第 13 号は、IFRS 第 2 号「株式報酬」に従って処理される株式報酬取引および IAS 第 17 号「リース」の範囲に含まれるリース取引を除き、IFRSs が公正価値測定を要求する、または容認するすべての取引および残高に（金融商品と非金融商品いずれについても）適用される。

本基準書は、また、IAS 第 2 号「棚卸資産」における正味実現可能価額、または IAS 第 36 号「資産の減損」における使用価値のような、公正価値と類似しているが公正価値とは異なる測定は、範囲に含まれないことを明確にしている。

次の項目に関しては、IFRS 第 13 号の開示要求を免除している。

- IAS 第 19 号「従業員給付」に従って公正価値で測定された制度資産
- IAS 第 26 号「退職給付制度の会計及び報告」に従って公正価値で測定された退職給付制度投資
- IAS 第 36 号「資産の減損」に従って回収可能価額が処分費用控除後の公正価値となる資産

「公正価値」の定義

本基準書は、公正価値を「測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格、または負債の移転のために支払うであろう価格」として定義する。これは、よく「出口価格」と呼ばれる。

公正価値の算定

IFRS 第 13 号は、公正価値を適切に測定するため、企業は以下を決定しなければならないことを示唆している。

- （会計単位と首尾一貫して）測定される資産または負債
- 資産または負債について、秩序ある取引が行われる主要な（または最も有利な）市場
- 非金融資産については、最有効使用（highest and best use）および資産が他の資産との組み合わせにより使用されるかまたは単独で使用されるか
- 資産または負債の価格設定にあたり、市場参加者が使用するインプットに焦点を絞った、公正価値の測定に企業が使用する適切な評価技法
- 資産または負債の価格設定にあたり、市場参加者が使用する前提

主要な(または最も有利な)市場

公正価値は、資産が主要な市場(すなわち、資産または負債について最大の取引量および取引水準の市場)で市場参加者に売却された(または、負債が移転された)場合に、達成される価格である。主要な市場が存在しない場合、最も有利な市場(すなわち、企業が最も有利な価格で取引し得る市場)の価格が使われる。

反証がない限り、企業が通常取引を行う市場が、主要な(または最も有利な)市場となると推定される。場所が資産の特徴となる場合には、価格は、主要な(または最も有利な)市場に、または主要な(または最も有利な)市場から資産を輸送するために発生するコストについて、調整しなければならない。しかし、取引コストは、そのようなコストは資産または負債の特徴ではないため、公正価値測定に含まれない。

最有効使用

非金融商品の公正価値は、市場参加者による資産の最有効使用を基礎に測定される。最有効使用を決定するにあたり、企業は、資産の使用が「物理的に可能であるか、法的に許容されるか、そして財政的に実行可能であるか」を考慮しなければならない。市場または他の要素がそうでないことを示唆しない限り、企業の現在の非金融商品の使用は、最有効使用であると推定される。

ある企業は、意図的に最有効使用で資産を使用しないことを決定する場合がある(例えば、他者がそれを使用できないように、資産を防衛的に保有する)。そのような状況では、IFRS 第13号は、最有効使用を基礎にした測定を引き続き要求すること、また資産が最有効使用で使用されない事実の開示を要求する。

資産の最有効使用は資産グループ(例えば、事業)との組み合わせであるが、会計単位が個別の資産となる状況では、その資産の公正価値は、市場参加者が相互補完的な資産または負債を保有する、または入手できることを前提に測定されることになる。

負債および企業自身の資本

負債または企業自身の資本性金融商品の公正価値は、金融商品が測定日に移転されるが発行済みと仮定して算定される(すなわち、それは移転価値であり、消滅または決済コストではない)。

本基準書は、負債または資本の移転のための公表価格が入手できない場合、評価技法を使用して算定される価値に優先して、項目を資産として保有する市場参加者の観点から負債または資本性金融商品の公正価値が使用されることに言及しており、この価値に到達するための方法についてのヒエラルキーを提供している。

使用された方法に関わらず、負債の公正価値は、企業自身の信用リスクを含む不履行リスクを考慮しなければならない。

市場リスクまたは相手方の信用リスクの相殺

本基準書は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に定義される特定の市場リスクまたは（同様に IFRS 第 7 号に定義される）相手方の信用リスクのポジションを相殺する金融資産グループおよび金融負債のグループを保有し、企業のいずれかのリスクに対するネット・エクスポージャーに基づきこれらの金融資産グループおよび金融負債グループを管理する報告企業に対して、基本的な公正価値測定の原則の限定された例外を認めている。この例外は、報告企業が、一定の規準が充足される場合に、市場参加者がネット・リスク・ポジションの価格設定方法と首尾一貫した方法で、資産または負債のネット・ポジションの公正価値を測定することを認める。

見解

ネット・エクスポージャーに基づく金融資産および金融負債のポートフォリオの公正価値の測定は、これらの金融商品の財務諸表の表示に影響を与えない。ネット・ポジションで表示するためには、資産と負債の相殺についての他の IFRSs の要求も満たされていなければならない。これらの要求が満たされていない、つまり資産および負債が総額で表示される場合には、企業は、「その状況において適切となる手法を使用した合理的で首尾一貫した基礎に基づき」、ポートフォリオ・レベルの調整を個別の資産および負債へ配分しなければならない。

IASB は、2011 年 1 月 28 日に、公開草案 ED/2011/01「金融資産および金融負債の相殺」を公表した。本 ED は、IAS 第 32 号における現行の相殺の原則を適用する際のガイダンスを明確にするものであり、相殺の対象となる金融資産および金融負債に関する追加的な定量的および定性的開示を提案する。本 ED の詳細な情報については、2011 年 2 月のデロイトの IFRS in Focus を参照ください。

企業が、相殺される市場リスクが**実質的に同じ**であるポートフォリオに対する例外を適用する方針を選択した場合、企業は、これらの市場リスクに対する企業のネット・エクスポージャーの公正価値を最も示しているビット・アスク・スプレッドの中の価格を適用しなければならない。

本基準書は、また、公正価値測定において、特定の相手との信用リスク・エクスポージャーをネットリングする場合、市場参加者が不履行時にリスク・エクスポージャーを軽減する既存の契約（例えば、マスター・ネットリング契約）を考慮するかどうかを、企業は検討しなければならないことを示している。

評価技法

取引が市場で直接観察可能である場合、公正価値の算定は比較的容易となり得るが、観察可能でない場合には、評価技法が使用される。IFRS 第 13 号

は、企業が公正価値を算定するために使用するかもしれない3つの評価技法を説明している。

- マーケット・アプローチ — 企業は、「同一または比較可能な(すなわち類似の)資産、負債、または資産および負債グループに関する市場取引により生みだされる、価格およびその他の関連情報を使用する」。
- インカム・アプローチ — 企業は、将来の金額(例えば、キャッシュ・フロー、または収益および費用)を単一の現在(すなわち割引後)の金額に変換する。
- コスト・アプローチ — 企業は、「資産のサービス能力を再調達するために現在必要となる金額(しばしば現在再調達原価と呼ばれる)を反映する価値を算定する」。

関連する観察可能なインプットを最大にする(観察不能なインプットを最小にする)ために、評価技法は選択され、一貫して適用されなければならない。

プレミアムとディスカウント

本基準書は、当該項目の会計の単位と一貫している場合にのみ、プレミアムまたはディスカウントが公正価値測定に含まれることを認めている。これは、資産または負債の特徴(例えば、支配持分の公正価値を測定する場合の支配プレミアム)としてではなく、企業の保有の特徴(例えば、大量の資本性金融商品の保有のすべての処分において達成される可能性のある価格を下落させる大量保有要因)として規模を反映するプレミアムまたはディスカウントが含まれていないことを意味する。

見解

会計単位のガイダンスは、IFRS 第13号の範囲に含まれない。したがって、企業は、会計単位に係るガイダンスについて、他のIFRSsを参照しなければならない。

当初認識の公正価値

項目の取引価格が、取引日の公正価値で算定される場合、観察不能なインプットを利用するいかなる評価技法も、当初認識日の公正価値を示すように調整しなければならない。つまり、将来の再測定は、当初認識後の価値の変動のみを反映するものであることを保証している。

他方、当初認識の公正価値が取引価格と異なる場合、その結果生じる利得または損失は、他のIFRSが異なる取扱いを規定していない限り、損益に認識されなければならない。金融資産または金融負債について、IFRS 第9号およびIAS 第39号は共に、当初の公正価値と取引価格との間の差額をどのように会計処理するかを規定している。

開示

IFRS 第 13 号は、公正価値測定に関する多くの定量的および定性的開示を要求する。これらの多くは、評価技法へのインプットに基づく以下の 3 つのレベルの公正価値ヒエラルキーに関連する。

- レベル 1 のインプットは、完全に観察可能である（例えば、測定日において、企業がアクセス可能な活発な市場における同一資産および負債に関する無修正の公表価格）
- レベル 2 のインプットは、直接または間接的に観察可能である、レベル 1 に含まれる公表価格以外のインプットである。
- レベル 3 のインプットは、観察不能である。

資産または負債は、その評価にとって重要となる一番低いレベルのインプットである「3 つのレベルのうちの 1 つ」にすべてが含まれる。

このヒエラルキーを基礎とする開示は、すでに IFRS 第 7 号で金融商品に関して要求されるが、IFRS 第 13 号は、その範囲に含まれるすべての資産および負債に対応するため、それらを拡大している。要求される開示は、次頁の表に示している。

いくつかの開示は、実行される公正価値の算定が継続的か非継続的かにより異なる。IFRS 第 13 号は、資産および負債の継続的および非継続的な公正価値測定を以下のように定義する。

- 継続的—他の IFRSs が、各報告期間の末日において財政状態計算書に要求する、または容認する公正価値測定
- 非継続的—他の IFRSs が、特定の状況において財政状態計算書に要求する、または容認する公正価値測定

開示要求	当初認識後財政状態計算書において、公正価値で測定される資産および負債		財務諸表の注記に公正価値で開示
	継続的	非継続的	
報告日の公正価値	✓	✓	✓
公正価値で測定される理由		✓	
公正価値ヒエラルキー3つのレベルのうちレベル	✓	✓	✓
レベル1およびレベル2の間の振替額、振替の理由、およびレベル間の振替が発生したとみなす決定に関する企業の方針	✓		
レベル2およびレベル3について、利用された評価技法およびインプットの説明	✓	✓	✓
レベル2およびレベル3の公正価値測定について、評価技法の変更があった場合には、その内容と変更理由の開示	✓	✓	✓
非金融商品の最有効利用が現在の使用と異なる場合、その事実および非金融商品が最有効利用から異なる方法で利用されている理由	✓	✓	✓
公正価値ヒエラルキーによる資産および負債の分類の開示と財政状態計算書の表示項目の間の調整ために十分な情報、および財政状態計算書に表示する科目	✓	✓	
企業が、第48項における例外を使用する会計方針の決定をする場合(本 In Focus の「相殺」の議論を参照)、その事実を開示	✓	✓	
公正価値で測定される負債、信用補完の存在、およびそれが負債の公正価値測定に反映されているかどうかの開示	✓	✓	
次の開示要求は、重要な観察不能なインプット(レベル3)を利用する公正価値測定に適用される。			

公正価値測定に使用された重要な観察不能なインプットに関する定量的情報(この定量的開示要求の例については、付録 A を参照)	✓	✓
i) 損益に認識された金額(および、それらが認識された表示科目)、ii) その他の包括利益に計上された金額、iii) 購入、売却、発行および決済額(種類ごとに個別開示)、および iv) レベル 3 への振替額またはレベル 3 からの振替額(それらの振替の理由およびいつレベル間の振替が発生したとみなす決定に関する企業の方針を含む)の個別開示による、期首残高と期末残高の調整表	✓	
報告日現在において保有される資産および負債に関する未実現損益の変動に起因する、損益に含まれる、当期中の利得または損失の合計額、および当該利得または損失が認識される表示科目	✓	
例えば、どのように企業がその評価方針、手続を決定し、また前期から当期にかけての公正価値の変動を分析するかを含む、評価過程の説明	✓	✓
異なる金額への観察不能なインプットの変更が、重要な公正価値測定の上昇または下落となるかもしれない場合、観察不能なインプットの変更の公正価値の感応度の説明的記述、およびそのような相互関係がインプットの変更から公正価値の影響をどのように拡大または軽減するかを含む、観察不能なインプット間の相互関係の説明	✓	
金融資産および金融負債について、合理的に可能性のある代替的仮定を反映する 1 つ以上の観察不能なインプットの変更が、著しく公正価値を変動させる場合、企業は、その事実、変更の影響、および変更の影響の算定方法を開示しなければならない。	✓	

発効日および経過措置

IFRS 第 13 号は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効し、早期適用が認められる。したがって、企業は、可能な限り早く、測定および開示要求を適用することが認められる。基準を早期に適用することを選択する企業は、その事実を開示しなければならない。

IFRS 第 13 号は、採用される事業年度の期首から将来に向かって適用される。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は"standard of excellence"となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。